

上富田町地域公共交通会議次第

日 時 平成29年10月31日(火)
13:30～

場 所 役場 2階 中会議室

1. 開会挨拶

2. 議 題

(1)【第1号議案】

くちくまのコミュニティバス事業計画および運行計画の変更について(案)

(2) その他

3. 閉 会

議 案 書

【第1号議案】 くちくまのコミュニティバス事業計画および運行計画の変更について(案)

他の公共交通機関を補完し、高齢者や障害者など移動に制約のある方の生活交通確保の推進を図るため、新停留所「一瀬王子」を設置し、それに伴う運行路線の延長、運行時刻の変更を行いたい。

なお、事業計画および運行計画の変更は、平成29年12月11日からとする。

記

・事業計画

運行 コミュニティバス運行系統9番、10番にて「一瀬王子」新停留所を設置、それに伴う運行路線の延長、運行時刻の変更。

運賃 変更なし。

・運行計画

運行系統の運行系統別および運行回数（新）

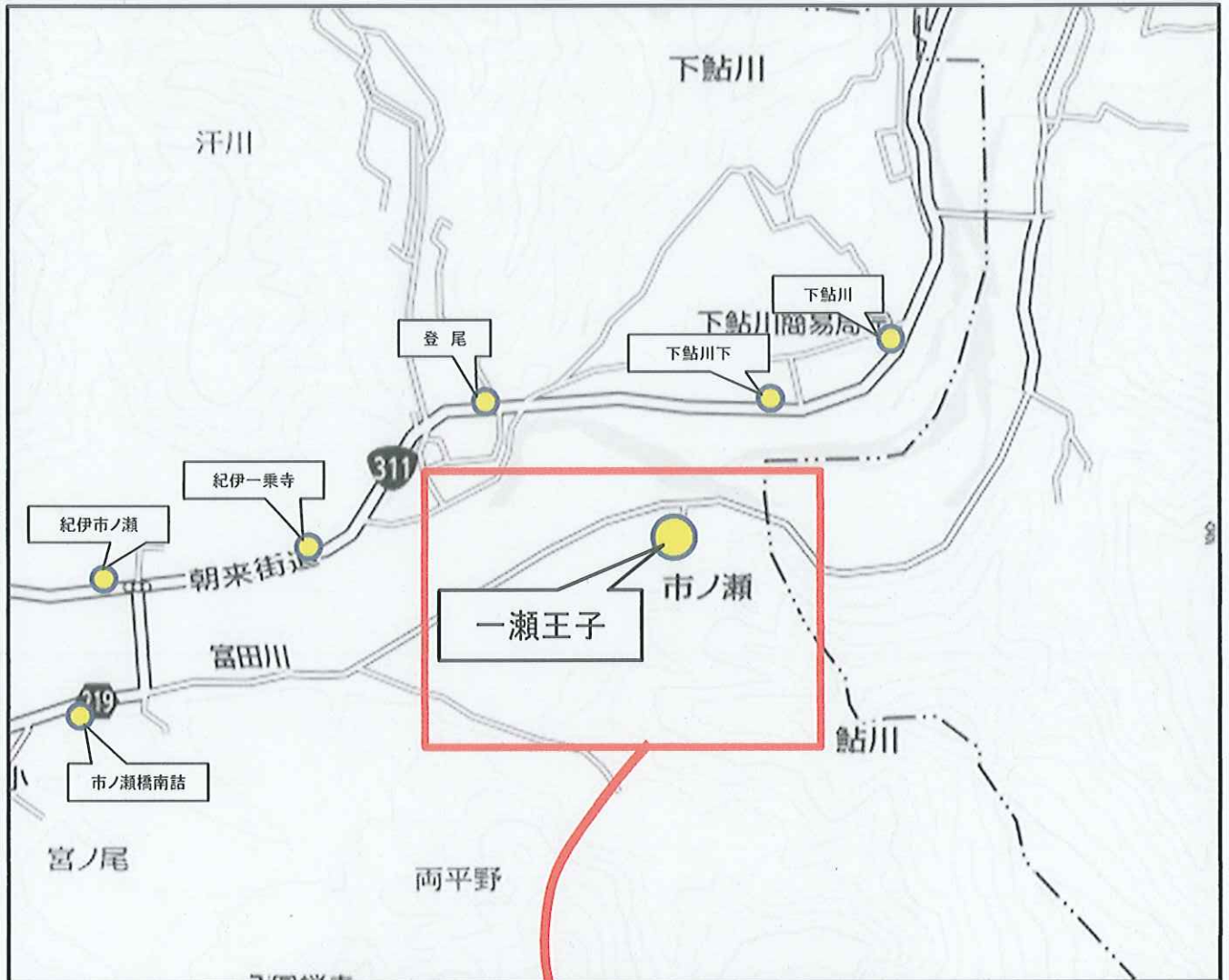
コミュニティバス運行系統				キロ程	運行回数	備考
番号	起点	終点	主たる経過地			
9	上富田町役場	上富田町役場	生馬橋西詰・下ノ岡・一瀬王子・紀伊市ノ瀬・岩田・農協前・熊野高校前	往 16.7 km 復 15.2 km 平均 16.0 km	往 2 回 復 1 回	・一瀬王子停留所追加(往路のみ)
10	上富田町役場	上富田町役場	生馬橋西詰・下ノ岡・一瀬王子・紀伊市ノ瀬・岩田・農協前・南紀療育園前	往 16.9 km 復 16.9 km 平均 16.9 km	往 2 回 復 回	・一瀬王子停留所追加

運行系統の運行系統別および運行回数（旧）

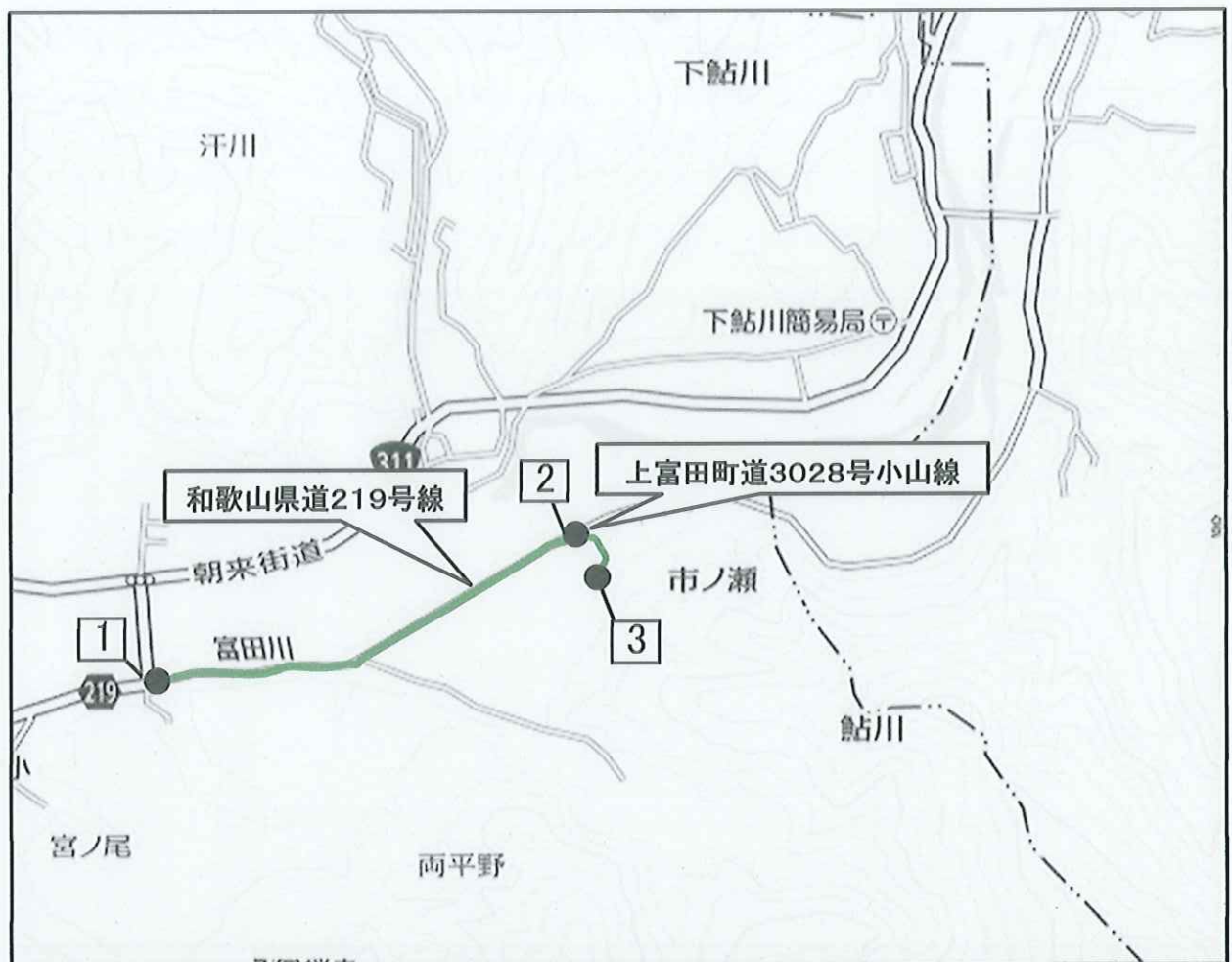
コミュニティバス運行系統				キロ程	運行回数	備考
番号	起点	終点	主たる経過地			
9	上富田町役場	上富田町役場	生馬橋西詰・下ノ岡・紀伊市ノ瀬・岩田・農協前・熊野高校前	往 15.2 km 復 15.2 km 平均 15.2 km	往 2 回 復 1 回	
10	上富田町役場	上富田町役場	生馬橋西詰・下ノ岡・紀伊市ノ瀬・岩田・農協前・南紀療育園前	往 15.4 km 復 15.4 km 平均 15.4 km	往 2 回 復 回	

新設停留所位置図

停留所名	位 置	
一瀬王子	(往 路)	和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬小山1655-2番地先
	(復 路)	



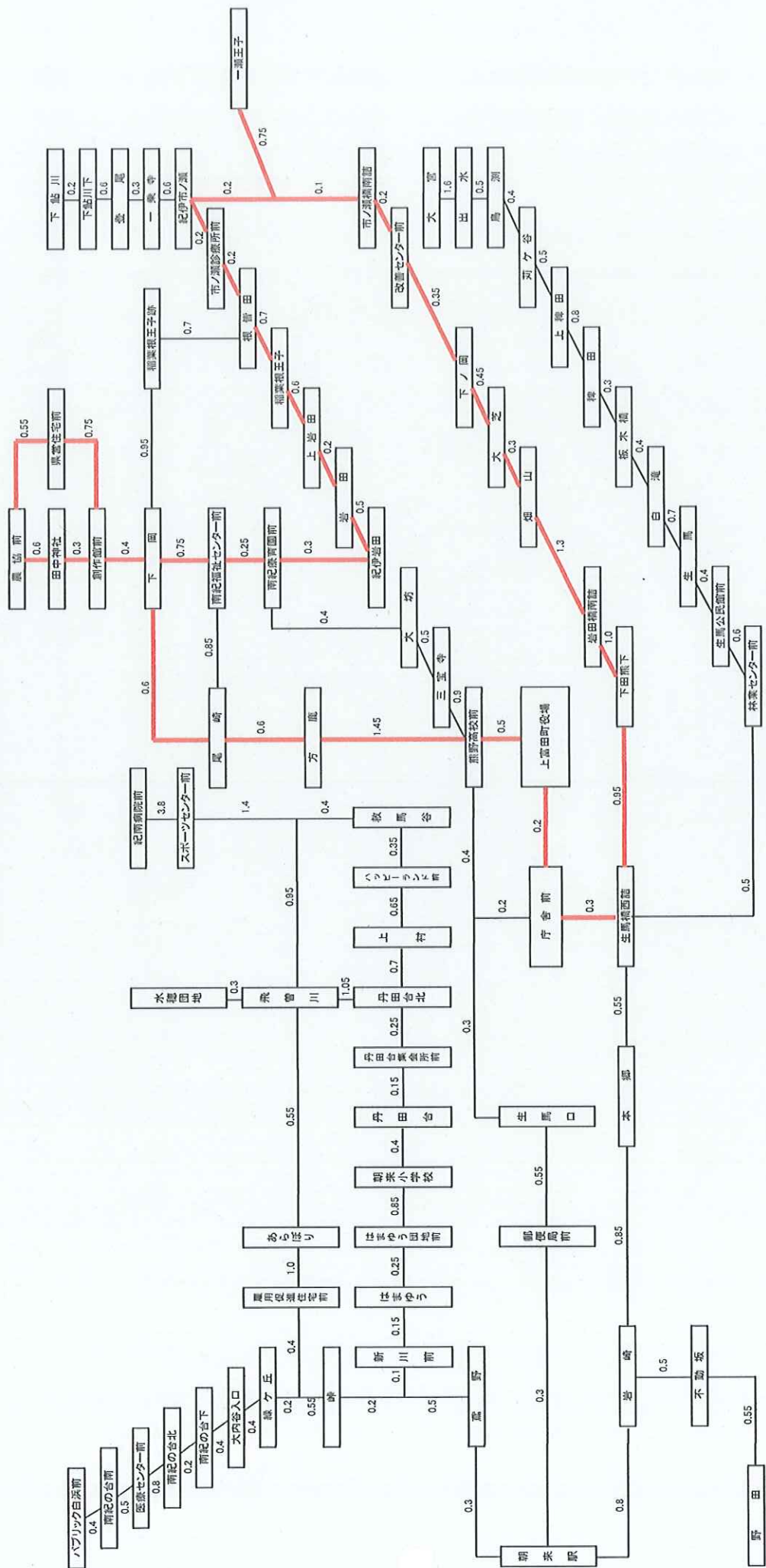
・ 路線延長をしようとする区間



路線延長認可申請区間

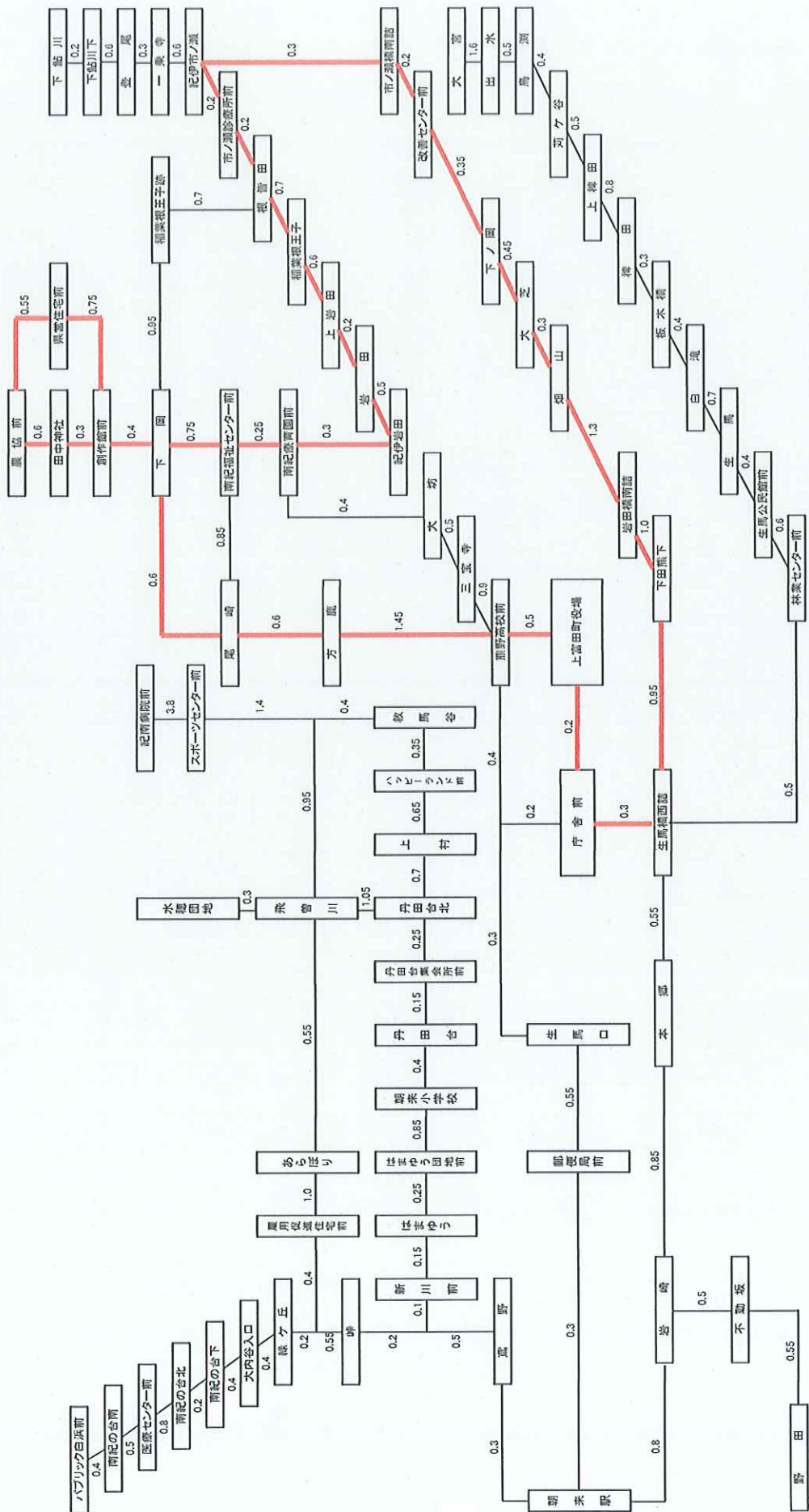
区間	地 番			
第1区間	1 起点	和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬1255-1番地先(市ノ瀬橋南詰交差点)		
	2 終点	和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬1627-7番地先		
第2区間	2 起点	和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬1627-7番地先		
	3 終点	和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬1655-2番地先(一瀬王子停留所)		
区間	キロ程	幅員	道路種別	道路管理者
第1区間	0.73km	9.0m	和歌山県道219号線	和歌山県
第2区間	0.02km	4.5m	上富田町道3028号小山線	上富田町

上富田町コミュニティバス路線図(新)



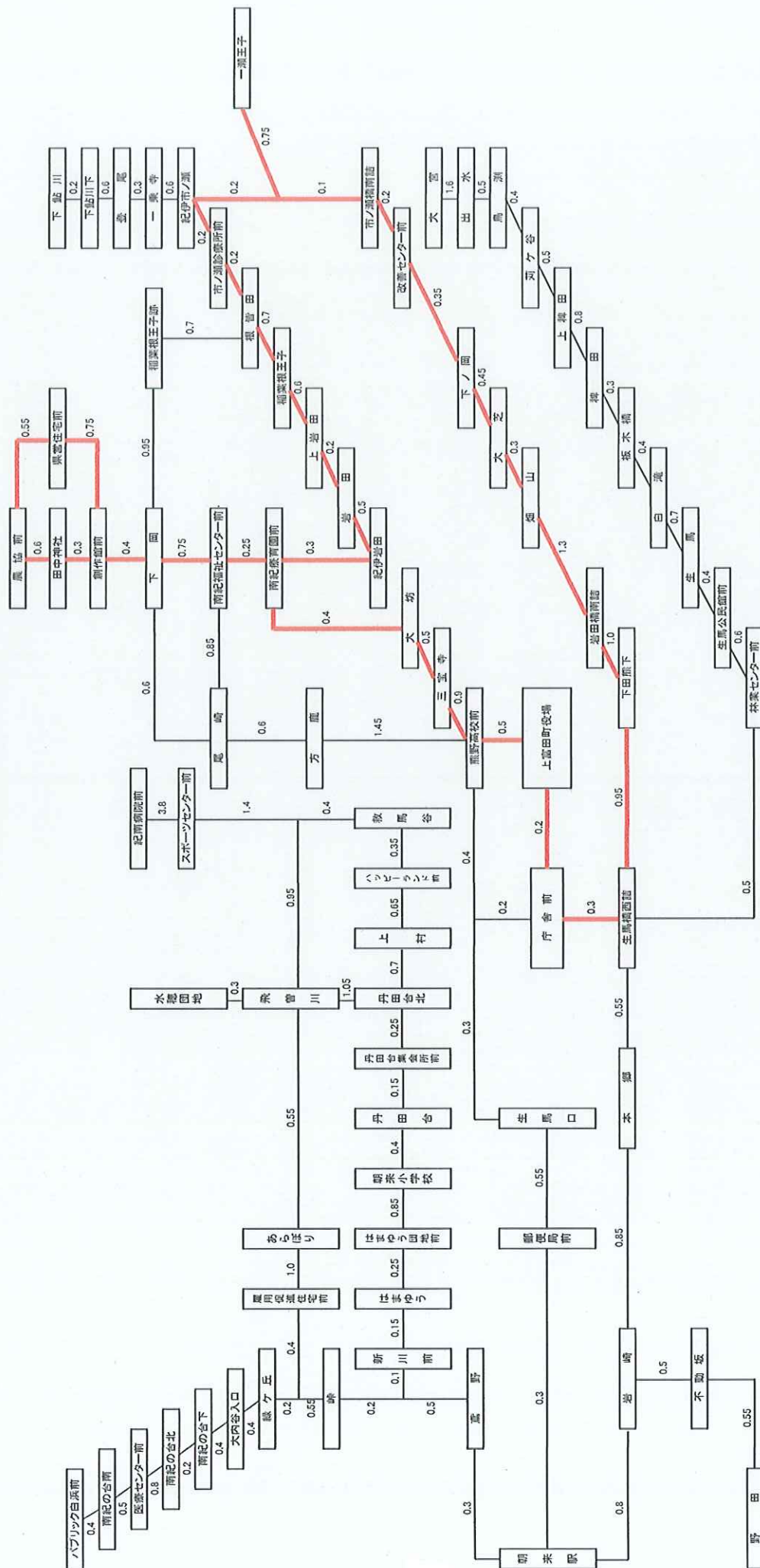
運行系統番号	起点	終点	主要通過地	往路 km	復路 km
9 コニニミナバス	上田駅前	青森駅前	生田、黒田、下ノ国、紀伊伊豆、 地田、黒田、新田、新田、新田、新田	16.7	16.7

上富田町コミュニティバス路線図(旧)



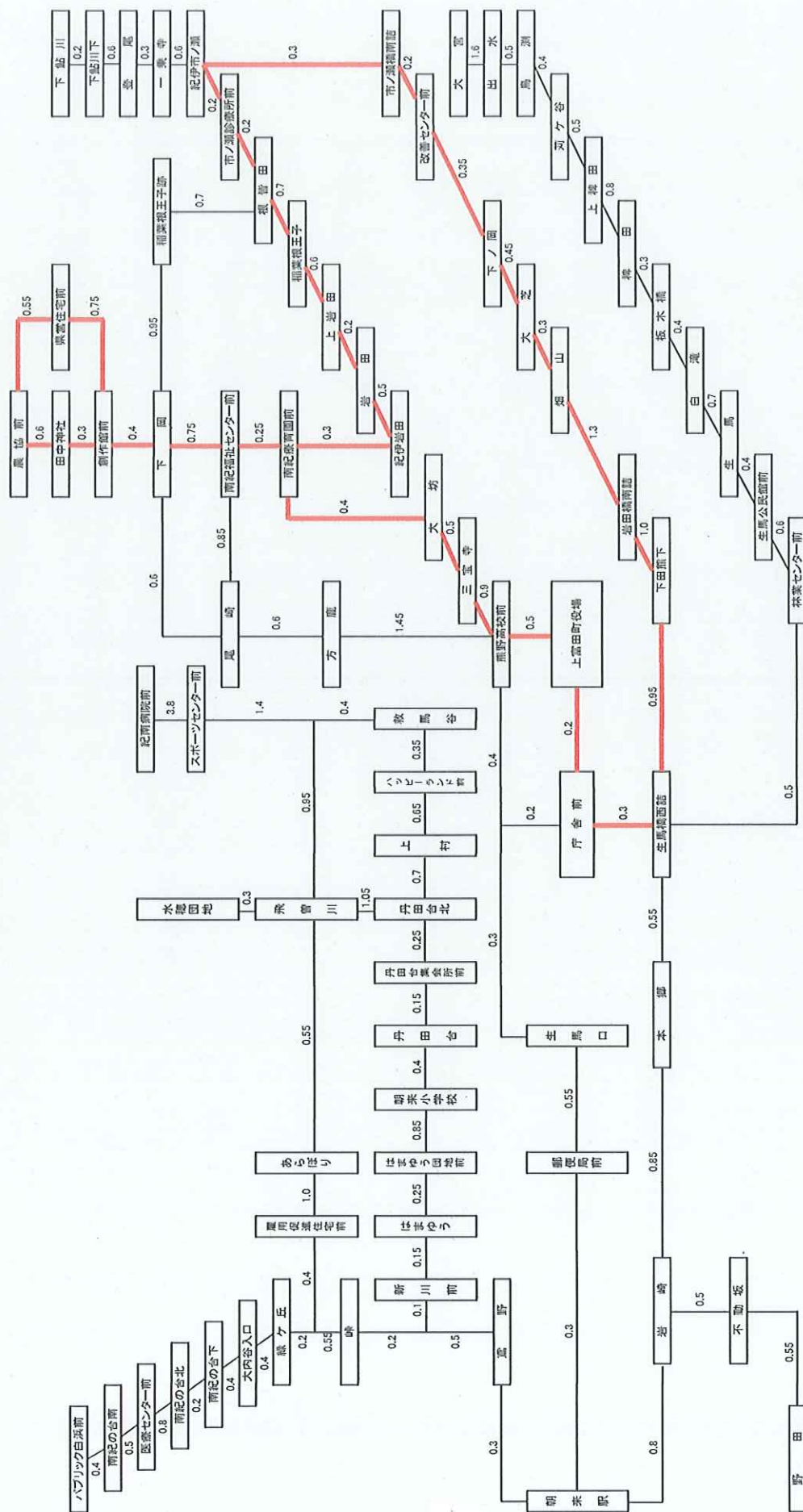
亭前鄉陳家莊鄉	庭發	庭發	碧田樓村	庭發	庭發
2017年11月10日	碧田樓村	碧田樓村	碧田樓村	庭發	庭發
15.2 km	15.2 km	15.2 km	15.2 km	15.2 km	15.2 km

上富田町コミュニティバス路線図(新)



運行路線番号	起点	終点	主な経由地	経路	距離
コミュニティバス 10	上富田町役場	上富田町役場	生馬橋西詰・下ノ岡・紀伊市ノ瀬 農協前・南紀農研前	km	16.9
					16.9

上富田町コミュニティバス路線図(旧)



運行系統番号	起点	終点	主な経由地	往路	復路
コミュニティバス 10	上富田駅前	上富田駅前	生馬橋西詰・下ノ岡・紀伊市ノ瀬 農協前・南紀公園前	15.4 km	15.4 km

くちくまのコミュニティバス 運行時刻表 (新) 2/2

[illegible]

④ 町内循環線（大宮・野田線） （生馬・岩崎方面）		1		1	
上富田町役場	13:05	野田	13:06	生馬橋西詰	13:06
		野田	13:06	生馬橋西詰	13:06
		不動坂	13:07	生馬橋西詰	13:07
		岩崎	13:08	生馬橋西詰	13:08
		生馬	13:09	生馬橋西詰	13:09
		白滝	13:09	生馬橋西詰	13:09
		板木橋	13:10	生馬橋西詰	13:10
		上富田町役場	13:10	生馬橋西詰	13:10
		上富田町役場	13:11	生馬橋西詰	13:11
		上富田町役場	13:12	生馬橋西詰	13:12
		上富田町役場	13:13	生馬橋西詰	13:13
		上富田町役場	13:14	生馬橋西詰	13:14
		上富田町役場	13:15	生馬橋西詰	13:15
		上富田町役場	13:16	生馬橋西詰	13:16
		上富田町役場	13:17	生馬橋西詰	13:17
		上富田町役場	13:18	生馬橋西詰	13:18
		上富田町役場	13:19	生馬橋西詰	13:19
		上富田町役場	13:20	生馬橋西詰	13:20
		上富田町役場	13:21	生馬橋西詰	13:21
		上富田町役場	13:22	生馬橋西詰	13:22
		上富田町役場	13:23	生馬橋西詰	13:23
		上富田町役場	13:24	生馬橋西詰	13:24
		上富田町役場	13:25	生馬橋西詰	13:25
		上富田町役場	13:26	生馬橋西詰	13:26
		上富田町役場	13:27	生馬橋西詰	13:27
		上富田町役場	13:28	生馬橋西詰	13:28
		上富田町役場	13:29	生馬橋西詰	13:29
		上富田町役場	13:30	生馬橋西詰	13:30
		上富田町役場	13:31	生馬橋西詰	13:31
		上富田町役場	13:32	生馬橋西詰	13:32
		上富田町役場	13:33	生馬橋西詰	13:33
		上富田町役場	13:34	生馬橋西詰	13:34
		上富田町役場	13:35	生馬橋西詰	13:35
		上富田町役場	13:36	生馬橋西詰	13:36
		上富田町役場	13:37	生馬橋西詰	13:37
		上富田町役場	13:38	生馬橋西詰	13:38
		上富田町役場	13:39	生馬橋西詰	13:39
		上富田町役場	13:40	生馬橋西詰	13:40
		上富田町役場	13:41	生馬橋西詰	13:41
		上富田町役場	13:42	生馬橋西詰	13:42
		上富田町役場	13:43	生馬橋西詰	13:43
		上富田町役場	13:44	生馬橋西詰	13:44
		上富田町役場	13:45	生馬橋西詰	13:45
		上富田町役場	13:46	生馬橋西詰	13:46
		上富田町役場	13:47	生馬橋西詰	13:47
		上富田町役場	13:48	生馬橋西詰	13:48
		上富田町役場	13:49	生馬橋西詰	13:49
		上富田町役場	13:50	生馬橋西詰	13:50
		上富田町役場	13:51	生馬橋西詰	13:51
		上富田町役場	13:52	生馬橋西詰	13:52
		上富田町役場	13:53	生馬橋西詰	13:53
		上富田町役場	13:54	生馬橋西詰	13:54
		上富田町役場	13:55	生馬橋西詰	13:55
		上富田町役場	13:56	生馬橋西詰	13:56
		上富田町役場	13:57	生馬橋西詰	13:57
		上富田町役場	13:58	生馬橋西詰	13:58
		上富田町役場	13:59	生馬橋西詰	13:59
		上富田町役場	14:00	生馬橋西詰	14:00

參考資料

上富田町地域公共交通会議設置要綱

平成21年11月10日
要綱第 37号

(目 的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、上富田町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 町営有償運送の新設、廃止、態様の変更及び運賃・料金に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組 織)

第3条 交通会議の委員は、次のとおりとする。

- (1) 上富田町長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 社団法人和歌山県バス協会及び社団法人和歌山県タクシー協会の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (7) 和歌山県知事又はその指名する者
- (8) 田辺警察署長又はその指名する者
- (9) 道路管理者、その他会長が必要と認める者

(会 長)

第4条 交通会議に会長を置き、前条第1号に規定する町長が指名する者を充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 交通会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 交通会議は、原則として公開とする。

4 交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に係る取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、総務政策課まちづくりグループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月16日から施行する。